

学生のみなさん

学生部長
豊島 明子

「マルチ商法」に注意して下さい

最近、本学では、名古屋市消費生活センターから注意喚起されている事例と酷似した事例の相談が、寄せられています。

マルチ商法は、「簡単に儲かる」「必ず儲かる」などの言葉で誘い、借金をさせて契約させ、その借金返済のために被害者が別の友人を誘うことによってさらに被害を広げてしまうという被害の連鎖が認められる点に、特徴があります。実際の被害事例の特徴は、以下のとおりです。

学生の皆さんは、このような被害にあわないよう、十分注意して下さい。また、あなた自身がこのような勧誘を受けた場合や、何か相談したいことや不審なことがある場合は、学生課まで、連絡して下さい。

特徴①・・・紹介

- ・仲の良い友人から『先輩』を紹介する」と声をかけられる。
- ・Instagram のダイレクトメッセージで、「南山大学の学生である」と語る知らない人物から「いいアルバイトがあるから、話を聞いてみないか」と誘われる。
- ・友人等の勧めで、喫茶店やカフェで「先輩」という人物に会い、話を聞く。
- ・「先輩」は、ブランド品を身に着け、派手な生活をしていることを、SNS でアピールしている。

特徴②・・・誘いの言葉

- ・「いいアルバイトを紹介してあげる」「オンラインカジノで儲かる」「FX 自動売買システムで儲かる」
- ・「自分や仲間も儲かっている」
- ・「50～60 万円支払って契約すれば、その後 2～3 か月で元がとれる」

特徴③・・・代金の支払い

- ・喫茶店で話を聞いた後、親や友人へ相談する時間的余裕のないまま、契約を迫られる。
- ・「お金がない」と伝えても、消費者金融の A T M に連れて行かれて借り方を教えられ、借金させられる。

特徴④・・・契約後

- ・「FX 自動売買システム」を購入する契約を結んだが、商品の実体がない。具体的な儲け方について、説明がない。
- ・「友達を誘って仲間を増やし、『代理店』になれ」「友達を紹介すれば、紹介料として数万円もらえる」と言われる。『自分も儲かっている』とさえいって、勧誘の仕方を指南される。

特徴⑤・・・契約の解約・返金

- ・契約を解除したいと伝えても、「クーリングオフ期間を過ぎたので対応できない」と断られる。
- ・契約が無効であると伝えても、「弁護士を通さないと対応できない」と断られる。

以上